

## 第 4 3 4 回佐賀地方最低賃金審議会

1 日 時 令和 4 年 8 月 8 日 ( 月 ) 17 時 30 分 ~

2 場 所 佐賀第 2 合同庁舎 共用大会議室

3 出席者

公益委員

安 徳 弥 生  
甲 斐 今日子  
富 田 義 典  
松 本 さざり  
安 永 治 郎

労働者代表委員

草 場 薫  
草 場 義 樹  
小 池 和 明  
矢ヶ部 教 馬  
吉 岡 保 博

使用者代表委員

西 岡 剛 志  
八 谷 浩 司  
平 野 智 子  
淵 上 正 樹  
松 永 智 彦

事務局

労働局長  
賃金室長

重 河 真 弓  
川 浪 盛 雄

賃金室長

定刻となりました。審議に入ります前に、事務局から御報告いたします。

本日は、15名の委員の御出席いただいておりますので、本審議会が最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている、定足数の10名に達していることを御報告いたします。

それでは、会長、議事の進行をお願いいたします。

富田会長

ただ今から「第434回佐賀地方最低賃金審議会」を開催いたします。

それでは、議事次第の(1)「佐賀県最低賃金の改正について」でございます。本年度の改正審議につきましては、専門部会におきまして、3回にわたって会議を開催し、審議会の委員の皆様には誠に熱心な御議論を重ねていただき、皆様の御手元に配付しております、「専門部会報告書」がまとめられております。

つきましては、専門部会の審議の概要、および専門部会の報告書について、甲斐部会長代理から説明をお願いします。

甲斐会長代理

はい、それでは報告書を御覧ください。

令和4年8月8日

佐賀地方最低賃金審議会

会長 富田 義典 殿

佐賀地方最低賃金審議会

佐賀県最低賃金専門部会

部会長 富田 義典

### 佐賀県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月6日、佐賀地方最低賃金審議会において付託された佐賀県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月6日発効の佐賀県最低賃金(時間額

8 2 1 円) は令和 2 年度の佐賀県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。氏名につきましては、省略させていただきます。

別紙 1

### 佐賀県最低賃金

- 1 適用する地域  
佐賀県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1 時間 8 5 3 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日  
法定どおり ( 令和 4 年 1 0 月 2 日 )

別紙 2 を御覧ください。佐賀県最低賃金と生活保護との比較について、1 の最低賃金と 2 の生活保護費につきましては、省略させていただきます。

3 を御覧ください。

#### 3 生活保護に係る施策との整合性について

令和 3 年 1 0 月 6 日発効の佐賀県最低賃金の 1 か月換算額と上記 2 の ( 3 ) に掲げる金額とを比較すると佐賀県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

以上、報告といたします。

富田会長

どうもありがとうございます。

ただ今の御説明につきまして、御意見、御質問等がございませんでしょうか。

(意見なし)

富田会長

それでは、今の報告に基づいて佐賀県最低賃金の改正についての、採決をいたしたいと思います。

改めて申し上げます。佐賀県最低賃金につきましては、「専門部会報告」のとおり引上げ額を32円とし、1時間当たり853円とする。

効力発生日については、法定どおりの10月2日とすることで採決をいたしたいと思います。

それでは、採決をいたします。今申し上げた金額、発効日等につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

次に、反対の方は挙手をお願いいたします。

まとめますと、賛成9名、反対5名です。したがって、佐賀県最低賃金につきましては、出席者の委員の過半数の賛成で報告書の内容のとおりで、決定させていただきます。

それでは、議事次第の(2)「佐賀県最低賃金の改正決定に関する答申について」ですが、事務局から「答申文」の案の配付をお願いいたします。

(「答申文」案を各委員及びマスコミに配付)

それでは、「答申文」案の朗読をお願いいたします。

賃金室長

はい。

令和4年8月8日

佐賀労働局長

重河 真弓 殿

佐賀地方最低賃金審議会

会長 富田 義典

佐賀県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和4年7月6日付け佐労発基 0706 第1号をもって貴職から

諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和 3 年 10 月 6 日発効の佐賀県最低賃金（時間額 821 円）は令和 2 年度の佐賀県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

別紙 1

### 佐賀県最低賃金

- 1 適用する地域  
佐賀県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1 時間 853 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日  
法定どおり（令和 4 年 10 月 2 日）

別紙 2

### 佐賀県最低賃金と生活保護との比較について

- 1 最低賃金  
(1) 件 名 佐賀県最低賃金

- ( 2 ) 最低賃金額 時間額 8 2 1 円  
( 3 ) 発 効 日 令和 3 年 1 0 月 6 日

## 2 生活保護費

- ( 1 ) 比較対象者  
1 2 ~ 1 9 歳・単身世帯者
- ( 2 ) 対象年度  
平成 3 0 年度
- ( 3 ) 生活保護費 ( 令和 2 年度 )  
生活扶助基準 ( 第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費 ) の佐賀県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 ( 8 9 , 5 8 0 円 )

## 3 生活保護に係る施策との整合性について

令和 3 年 1 0 月 6 日発効の佐賀県最低賃金の 1 か月換算額 ( 注 ) と上記 2 の ( 3 ) に掲げる金額とを比較すると佐賀県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

( 注 ) 1 か月換算額

$8 2 1 \text{ 円 ( 佐賀県最低賃金 ) } \times 1 7 3 . 8 \text{ ( 1 か月平均法定労働時間数 ) } \times 0 . 8 1 7 \text{ ( 可処分所得の総所得に対する比率 ) } = 1 1 6 , 5 7 8 \text{ 円}$

以上です。

富田会長

ありがとうございました。

以上の答申でよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

富田会長

どうもありがとうございます。

御異論がございませんので、これで労働局長へ答申することにいたします。

( 答申文手交 )

それでは、労働局長から一言御挨拶をいただきたいと思います。

労働局長

ただいま、佐賀県最低賃金の改定について、答申をいただきました。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、また長時間、連日真摯に御審議をいただきまして、ありがとうございました。

審議会におきましては、昨今の物価高騰であったり佐賀県内の経済・雇用の実態等を見極めつつ、専門部会も含め精力的に御審議をいただき、先ほど答申をいただきましたことについて、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

佐賀労働局といたしましては、所要の手続きがこれからいくつかございますが、これを経まして万全に進めてまいりたいと思います。また、改定最低賃金の発効に向け取り組んでいきたいと考えております。

また、改定後の最低賃金額の周知につきましては、特に中小企業・事業者に対する支援に関しては、助成金制度の周知等により丁寧に対応してまいりたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場での最低賃金額や各種支援策の周知など、引き続きの御支援と御協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。大変ありがとうございました。

富田会長

それでは次に、議事次第(3)その他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

賃金室長

はい、事務局からでございます。

本日の答申に対しまして、異議のある者の申出を受けるため、本日付けで8月23日まで本庁舎掲示板に公示します。最低賃金法等に基づき、8月23日(火)までが公示期間となります。

例年、異議申し出がなされておりますので、今回も提出が見込まれております。8月24日水曜日午前10時から審議会を予定させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

富田会長

今、説明いただいたようにこの答申に関しまして、異議審というのを開かなければなりません。その異議の申し出を審議するための審議会が、8月24日水曜日午前10時から予定されておりますので、皆様よろしくお願いいたします。

その他皆様、特に御意見ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

富田会長

それでは、本日の審議会はこれで終わりにします。

なお、本日の議事録の署名につきましては、労働者側小池委員、使用者側平野委員をお願いいたします。

皆様、これで今年の佐賀地方最低賃金審議会と専門部会は、終了いたしました。皆様の御協力を得まして、一定の結論に到達したこと本当に有難く思っております。皆様、お世話になりました。

それでは、以上とさせていただきます。

どうもお疲れ様でした。

閉会

会 長

---

労働者代表委員

---

使用者代表委員

---